

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」着ぐるみ使用要綱

平成27年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するマスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種福祉イベント等で活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にすることを目的とし、着ぐるみの使用について必要な事項を定める。

(使用対象者)

第2条 使用対象者は、本会が主催、共催、後援するイベント等を行う朝霞市内の福祉関係団体のほか、本会が適当と認める団体とし、個人の使用は認めないものとする。

(使用の申請等)

第3条 着ぐるみの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）を使用開始する7日前までに本会へ提出するものとする。

(使用の承認等)

第4条 本会は前条の申請が適当と認められるときは、着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）をもって、申請者に対して着ぐるみの使用を許可するものとする。また、審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により通知することとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は着ぐるみの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営利目的の活動には使用しないこと。ただし、福祉施設・企業等が社会貢献を目的とした事業等を行う場合はこの限りではない。
- (2) 借り受けた着ぐるみを第三者に譲渡、または転貸しないこと。
- (3) 承認された用途のみに使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (4) 着ぐるみの使用等については、「アーシャ♥るくるんエア―着ぐるみ取扱説明書」に定める方法により取り扱わなければならない。
- (5) 着ぐるみを返却するときは、着ぐるみ使用報告書（様式第4号）及び着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) 使用期間を遵守すること。
- (7) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (8) 着ぐるみを返却するときは、必ず着ぐるみを清掃すること。
- (9) 着ぐるみの紛失、破損等があったときは、その損害を賠償すること。
- (10) その他、本会が特に付した条件に従って使用すること。

(使用期間)

第6条 使用期間は、1回につき原則5日間までとする。ただし、本会が認めた場合は、この限りではない。

(着ぐるみ受渡方法)

第7条 申請者は貸出初日に、本会の地域福祉推進課で着ぐるみの受渡しを受けなければならない。

2 申請者は、着ぐるみの受渡しを受けるとき、第4条の使用承認通知書(様式第2号)を提示しなければならない。

3 申請者は、使用后、速やかに本会の地域福祉推進課に着ぐるみを返却しなければならない。

(費用負担等)

第8条 着ぐるみの使用料金は、無料とする。

2 着ぐるみの運搬費用、人件費等は申請者の負担とする。

(使用承認の取消)

第9条 本会は、着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)が、第5条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

2 前項の取り消し後、使用者は速やかに本会が指定した場所に着ぐるみを返却しなければならない。

また、使用承認の取り消しにより使用者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担によりクリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。

また、本会が着ぐるみのクリーニング又は補修を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第11条 着ぐるみの使用により使用者又は第三者に対し損害が生じた場合、本会は、一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱に関する必要な事項は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。